

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために

第7編

こうこうせいとう
高校生等のために

高校生等のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふ じょ こうとうがっこうとうしゅうがくひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学されるために必要な費用（学用品・教材の購入費、交通費等）を支給します。																									
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む修業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）																								
し 支	まわ 給	がく 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費</td> <td>月額5,300円</td> </tr> <tr> <td>学級費</td> <td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td> <td>月額2,330円以内</td> </tr> <tr> <td>教材代</td> <td>学級費、生徒会費、PTA会費等</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）</td> <td>下記※1、※2参照</td> </tr> <tr> <td>通学交通費</td> <td>授業料</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td>通学に必要な最小限の額</td> <td>実費支給 （年間上限額 84,600円以内）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課外クラブ活動費等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象（上限あり。） ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。</p>	区 分	内 容	基 準 額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	月額5,300円	学級費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額2,330円以内	教材代	学級費、生徒会費、PTA会費等	実費支給	授業料	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	下記※1、※2参照	通学交通費	授業料	実費支給	学習支援費	通学に必要な最小限の額	実費支給 （年間上限額 84,600円以内）		課外クラブ活動費等	
区 分	内 容	基 準 額																									
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	月額5,300円																									
学級費	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額2,330円以内																									
教材代	学級費、生徒会費、PTA会費等	実費支給																									
授業料	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	下記※1、※2参照																									
通学交通費	授業料	実費支給																									
学習支援費	通学に必要な最小限の額	実費支給 （年間上限額 84,600円以内）																									
	課外クラブ活動費等																										
と 問	あわ い	さき 合	せ先 くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。																								
び 備	こう 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.58）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																									

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう 高校生給付型奨学金【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。								
対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方</p> <p>1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方</p> <p>2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑤に該当される方</p> <p>①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯</p> <p>注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④、⑤については、障害・傷病の程度要件があります。</p> <p>▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。</p> <p>▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>								
支 給 額	単位：円								
	世帯区分	名 称	種 別	支 給 額		備 考			
				年 額	月 額				
	生活保護世帯	入 学 支 度 金	私立高校	全日制	110,000	-	1年生対象 (1回のみ支給)		
				定時制	69,000	-			
		奨 学 金	私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2					
		私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整を行います。※3			
		外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000				
	市町村民税非課税世帯	入 学 支 度 金	国公立高校	全日制	63,000	-	特別支援学校高等部専攻科を除きます。		
				私立高校	全日制	178,000		-	1年生対象 (1回のみ支給)
				定時制	137,000	-			
			通 信 制		45,000	-			
		奨 学 金	国公立	特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）		192,000	16,000	※4	
				特別支援学校高等部（専攻科を除く。）		168,000	14,000		
			私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2					
			私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整を行います。※3		
			定時制	288,000	24,000				
			外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000			
	支 援 金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制 定時制 通信制	1学年につき 60,000	-	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5			
	<p>※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程</p> <p>※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「兵庫県の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。</p> <p>※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。</p>								

しんせいじき
申請時期

【生活保護世帯】
第1次申請：2月
以降は随時（入学支度金は4月末まで）

【市町村民税非課税世帯】
第1次申請：2月
第2次申請：6月
以降は随時（入学支度金は6月末まで）

しきゅうじき
支給時期

入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）		
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯
	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）
	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月
	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月
※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。 ※国の制度「高等学校等就学支援金」との併給調整のため、第1期分、第2期分の支給時期が12月になる可能性があります。			
支援金（学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）		

しんせいてつづき
申請手続

申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所(P.2)に提出してください。

【生活保護世帯】

- ① 在学証明書
- ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等）
- ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ

【市町村民税非課税世帯】

- ① 在学証明書
- ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書）
- ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ
- ④ 支援金利用予定書

▶ 身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し
▶ 長期療養者世帯の方・・・医師の診断書

とあわさき
問い合わせ先

くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。

びこう
備考

▶ 毎年度申請が必要です。
▶ 同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。

- ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金） 貸付（P.45～48、P.72～75）
- ② 奨学のための給付金 支給（P.53～54）
- ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.55）
- ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57）
- ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）
- ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給（P.65）
- ⑦ 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減（P.67）

※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

<p>ない 内 よう 容</p>	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。〈国公立私立高校等〉</p>
<p>たい 対 しょう 象 しゃ 者</p>	<p>次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯の生徒（失業・倒産等により家計が急変し、家計急変発生後1年間の収入見込が住民税所得割額非課税相当と認められる世帯（以下「家計急変世帯」といいます。）の生徒も該当する場合があります。） ② 保護者等（親権者全員）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く。）であること <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。</p>
<p>し 支 きゅう 給 がく 額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制・通信制：年額32,300円 私立 全日制・定時制・通信制：年額52,600円 ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額122,100円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額142,600円 通信制・専攻科：年額 52,100円 ③ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額143,700円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額152,000円 通信制・専攻科：年額 52,100円 <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて年額又は月割支給となります。</p>
<p>しん 申 せい 請 じき 時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月頃（7月1日が基準日となります。ただし、家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて基準日が異なります。） ・新入生については、一部（4～6月分）の早期給付を希望することができます。一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、4～5月頃（4月1日が基準日となります。）
<p>し 支 きゅう 給 じき 時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月下旬以降 ・一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、6月下旬以降

しん せい て つづき 申請手続	<p>在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。</p> <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
と あわ さき 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5055） ・ 私立 在学されている高等学校等又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）
び こう 備考	<p>▶ 毎年度申請が必要です。</p> <p>▶ 同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.45～46、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.55） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）

第7編

高校生等のために

ほしかていしょうがくきんとう 母子家庭奨学金等【支給】

内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																				
対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、高校生（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）を扶養されている方</p> <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。</p>																				
支 給 額	<p>1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）</p> <p>2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）</p>																				
申 請 時 期	<p>1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）</p> <p>2 高等学校入学支度金 5月末日まで ※入学前に支給を希望する方は、2月</p>																				
支 給 時 期	<p>1 奨学金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象者区分</th> <th style="width: 15%;">申請月</th> <th style="width: 25%;">支給対象期間 (申請年度)</th> <th style="width: 20%;">支給月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td> <td>4～5月</td> <td>4～3月</td> <td>8月末</td> </tr> <tr> <td>6～2月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>10～3月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td> <td>4～5月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>8月末</td> </tr> <tr> <td>6～2月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>10～3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高等学校入学支度金 8月末（入学前支給の場合は3月）</p>			対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
申 請 手 続	<p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～②の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。</p> <p>① ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明</p> <p>② 在学証明（学校長の証明）</p> <p>▶申請書は、保健所、各市町村（京都市を除く。）で配布しています。</p>																				
と 問 合 せ 先	<p>くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。</p>																				
備 考	<p>▶毎年度申請が必要です。（高等学校入学支度金は、入学時に限ります。）</p> <p>▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。</p> <p>① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金） 貸付（P.45～48、P.72～75）</p> <p>② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52）</p> <p>③ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57）</p> <p>④ 技能修得資金 支給（P.94）</p> <p>同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の⑤です。</p> <p>⑤ 奨学のための給付金 支給（P.53～54）</p>																				

こうつう い じしやうがくきんとう 交通遺児奨学金等【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校の高等課程含む。）に、奨学金を支給します。				
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校高等課程を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。				
し 支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円・・・高校1年生対象 （高等学校入学年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）				
しん 申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 1次申請：入学前2月末日 2次申請：4月～5月末日				
し 支 給 時 期	1 奨学金	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月
		申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末
		申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月
			6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末
			6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月
	2 高等学校入学支度金 1次申請：3月末日、2次申請：8月末日				
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 高等学校入学前に入学支度金を申請する場合は、申請時には②は不要です。高等学校合格通知書（写）又は入学許可証（写）を添付し、入学後5月末日までに在学証明書を提出してください。 ▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。				
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。				

備 考	<p>▶ 毎年度申請が必要です。</p> <p>▶ 同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～③です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業(修学金・修学支度金) 貸付 (P.45～48、P.72～75) ② 高校生給付型奨学金 支給 (P.39～40、P.51～52) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.55) <p>同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の④です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 奨学のための給付金 支給 (P.53～54)
--------	--

特別支援学校（高等部）生徒のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっこう しきゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

ない 内容	特別支援学校で学ぶために必要な経費について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都府立特別支援学校高等部に在学される生徒				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1	I	II	III	
	教科用図書購入費	実費	実費	実費	
	学校給食費	実費	実費の1/2	—	
交通費	通学費	本人経費	実費	実費	
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
	職場実習費	実費	実費	実費の1/2	
	交流及び共同学習費 (専攻科除く。)	実費	実費	実費の1/2	
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費 (専攻科除く。)	5,510円	2,755円	—	
	日用品等購入費	141,560円	70,780円	—	
	食費	139,750円	69,875円	—	
修学旅行費	修学旅行費 (専攻科除く。)	本人経費	107,810円	53,905円	
		付添人経費	155,760円 ※2	77,880円 ※2	
	校外活動費 (専攻科除く。)	本人経費	24,820円	12,410円	
		付添人経費	37,220円 ※2	18,610円 ※2	
	職場実習宿泊費	7,520円	3,760円	—	
	学用品等購入費（専攻科除く。)	32,270円 ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	16,135円 ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	
	音声教材費 1教科あたりの単価により算定した額 (専攻科除く。)	1教科あたり限度 19,170円	I の1/2	—	
	新入学生徒学用品費等（専攻科除く。)	60,980円	30,490円	—	
	オンライン学習通信費	14,000円	—	—	
	※1 表中の区分 I、II、IIIは、保護者等の方の経済状況（所得）により決まります。 ※2 通学費付添人経費、帰省費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。				
しん 申請時期 およ 及び し 支給時期 じ き	学校によって異なります。				
しん 申請手続 て つき	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問い合わせ先 あわ さき	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。				
び 備考 こう	毎年度申請が必要です。※金額については、令和6年度見込みです。				

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん し きゅう
高等学校生徒通学費補助金【支給】

ない 内	よう 容	多額の通学費を負担されている高校生の保護者等の方に、通学費の一部を補助します。																																										
たい 対	しょう しょう しゃ 象 者	<p>府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者等の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方</p> <p>① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方</p> <p>② 次のア又はイに該当の方</p> <p>ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2（公立高校に在学する生徒の保護者等の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者等の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方</p> <p>イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（以下「世帯全体の住民税」といいます。）が非課税の方</p> <p>別表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以下</td> <td>6,849,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>7,062,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>7,275,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>7,488,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>7,488,000円 + 213,000円 / 1人増</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 【公立高校】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1,460,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>2,060,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>2,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,230,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>3,590,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>4,060,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>4,060,000円 + 470,000円 / 1人増</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。</p> <p>1 母子・父子世帯 280,000円</p> <p>2 障害者1人につき 320,000円</p> <p>3 長期療養者で療養のために経常的に特別な支出をされている場合、その金額</p> <p>【私立高校】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>3,001,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>3,347,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>3,571,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>3,785,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td>3,969,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td>3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合</p> <p>▶ 上記「別表1」に該当・・・22,100円</p> <p>▶ 上記「別表2」に該当・・・17,000円</p> <p>▶ 世帯全体の住民税が非課税・・・10,000円</p> <p>※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。</p>	世帯人員	所得基準額	3人以下	6,849,000円	4人	7,062,000円	5人	7,275,000円	6人	7,488,000円	7人以上	7,488,000円 + 213,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	1人	1,460,000円	2人	2,060,000円	3人	2,760,000円	4人	3,230,000円	5人	3,590,000円	6人	4,060,000円	7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	2人以下	3,001,000円	3人	3,347,000円	4人	3,571,000円	5人	3,785,000円	6人	3,969,000円	7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額
世帯人員	所得基準額																																											
3人以下	6,849,000円																																											
4人	7,062,000円																																											
5人	7,275,000円																																											
6人	7,488,000円																																											
7人以上	7,488,000円 + 213,000円 / 1人増																																											
世帯人員	所得基準額																																											
1人	1,460,000円																																											
2人	2,060,000円																																											
3人	2,760,000円																																											
4人	3,230,000円																																											
5人	3,590,000円																																											
6人	4,060,000円																																											
7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増																																											
世帯人員	所得基準額																																											
2人以下	3,001,000円																																											
3人	3,347,000円																																											
4人	3,571,000円																																											
5人	3,785,000円																																											
6人	3,969,000円																																											
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額																																											

支給額	<p>(1年間の定期券等購入額－(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2</p> <p>例1) 1年間の定期券等購入額 275,000円 「別表1」に該当の場合 (275,000円－(22,100円×11ヶ月))×1/2=15,950円 1年間で15,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例2) 1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 (220,000円－(17,000円×11ヶ月))×1/2=16,500円 1年間で16,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例3) 1年間の定期券等購入額 165,000円 世帯全体の住民税が非課税に該当の場合 (165,000円－(10,000円×11ヶ月))×1/2=27,500円 1年間で27,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p>
申請時期	原則6～7月(8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受け付けます。)
支給時期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。
申請手続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。</p> <p>① 所得に関する証明書</p> <p>② 券面(金額が表示されている面)のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の領収書</p> <p>※ どちらも申請する年度の4月1日以降に購入されたものが対象になります。</p> <p>▶申請書は、学校で配布します。</p>
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
備考	<p>〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5054)</p> <p>私立高校：京都府庁文化生活部文教課 (TEL075-414-4517)</p>

第7編

高校生等のために

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい か ていきょう か しょおよ つうしんせい か ていきょう か しょがくしゅうしょ ほじょきん
定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

ない 内 容	京都府立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している生徒が購入する教科書等について補助金を支給します。
たい 対 象 者	京都府立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している方で、次の①、②いずれかに該当する方（※「奨学のための給付金」受給者を除きます。） ① 有職生徒で補助を希望される方 ② 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方 ※ 有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む。）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いておられる方をいいます。
しん 申 請 時 期	9月
し 支 給 時 期	12月
しん 申 請 手 続	教科書等を取扱書店から現金で購入し、後日、補助金交付申請書類等を学校に提出 認定要件に応じた下記の証明書等の添付が必要です。 ・有職者の方・・・在職証明等 ・有職者以外の方・・・診断書、ハローワークカード（写）等 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
び 備 考	<府庁担当課> 京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5054）

定時制・通信制の高校生のために

ていじせいかていおよ つうしんせいかていしゅうがくしょうれいきん むりしかしつけ
定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】

ない 内 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、修学奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。																							
たい 対 象 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方																							
かし 貸 付 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">課程 学年（次）</th> <th colspan="2">定時制</th> <th colspan="2">通信制</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>14,000円</th> <th>月額</th> <th>14,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1～4年(次)</td> <td>公立</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>月額</td> <td>29,000円</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>			課程 学年（次）		定時制		通信制		月額	14,000円	月額	14,000円	1～4年(次)	公立	月額	14,000円	月額	14,000円	私立	月額	29,000円	月額	14,000円
課程 学年（次）		定時制				通信制																		
		月額	14,000円	月額	14,000円																			
1～4年(次)	公立	月額	14,000円	月額	14,000円																			
	私立	月額	29,000円	月額	14,000円																			
しん 申 請 時 期	原則4月～6月																							
かし 貸 付 時 期	年3回（原則7月、11月、3月）																							
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。																							
れん 連 帯 保 証 人	2名																							
へん 返 済 時 期	貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。																							
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。																							
び 備 考	▶奨学のための給付金（P.53～54）を受給される場合は、貸付額を調整します。 ▶高校生等修学支援事業（修学金）（P.72～73）と併給はできません。 〈府庁担当課〉公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5054） 私立高校：京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4517）																							

こうりつこうこうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
公立高校就学支援金【学校に支給】

<p>ない しょう 内 容</p>	<p>府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。(学校設置者・学校において、授業料に充てるため、生徒・保護者等への直接支給ではありません。)</p>
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>平成26年4月以降の入学生が対象です。 保護者等の「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる)」による算出額の合計額が、算定基準額(304,200円)未満の場合、受給資格認定申請を行い、認定された場合、就学支援金の交付が受けられます。また、失業、倒産等により家計が急変し、家計急変後の推計年収が590万円未満程度になった場合も対象となる場合があります(算定基準額に相当する額が154,500円未満の場合、対象となります。) (授業料に充当されることで、実質無償化となります。) ※ 基準額を超過する世帯は、授業料を納入いただくこととなります。</p>
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>就学支援金・・・授業料と同額等となり、個人負担は生じません。 例 府立高校 全日制 月額9,900円 (全日制は36月) 定時制 月額1,250円(16単位以上の場合) (定時制は48月) 通信制 年額175円(1単位当たり) (通信制は48月)</p>
<p>しん せい じ き 申 請 時 期</p>	<p>受給資格認定申請・入学時の4月頃(入学した高校等へ提出) 収入状況届・・・毎年度7月頃(課税標準額(課税所得額)などの確認が必要)</p>
<p>し きゅう じ き 支 給 時 期</p>	<p>国からの交付に応じて、授業料に充当します。(生徒・保護者等への支給ではありません。)</p>
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、添付書類とともに学校へ提出してください。 受給資格認定申請・・・入学した高校に、「受給資格認定申請書」「課税標準額(課税所得額)などがわかる書類(親権者合算、前々年の所得に基づくもの)」を提出 収入状況届の提出・・・「収入状況届」「マイナンバー関係書類又は課税標準額(課税所得額)などがわかる書類(親権者合算、前年の所得に基づくもの)」を提出 ※既にマイナンバー関係書類を提出されている場合、「マイナンバー関係書類又は課税標準額(課税所得額)などがわかる書類」は省略できます。 注：家計急変の場合には、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5054)にお問い合わせください。(京都市立高校等は、京都市教育委員会調査課(TEL075-222-3817))</p>

<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎年度、申請等が必要です。 ▶ 所得制限の基準額を超過している場合で、就学支援金の対象とならないが、保護者等が火災、風水害等により著しい損害を受けたこと等により、授業料の納入が困難な場合は、別途授業料の減免措置の申請制度がありますので、在学されている学校にご相談ください。 ▶ 中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合で、算定基準額未滿と認められる場合、全日制最大12月（定時制・通信制最大24月）まで就学支援金相当額の支援（学び直し支援金）を受けられる制度があります。在学されている学校にご相談ください。 ▶ 平成25年度末公立高校等在校生は、引き続き授業料不徴収制度の対象となります。
----------------	--

第7編

高校生等のために

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>私立高校等に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。</p>
<p>たい しょう しやく 対 象 者</p>	<p>私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1学年～3学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。</p>
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて304,200円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて154,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円）</p>
<p>しん せい し き 申 請 時 期 およ び し きゅう し き 支 給 時 期</p>	<p>▶受給資格認定申請：入学時の4月頃 ▶収入状況届（継続の申請）：6～7月頃 支給時期は学校によって異なります。</p>
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。</p>
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。</p>
<p>び こう 備 考</p>	<p>毎年度、申請等が必要です。 ※失業、倒産等により家計が急変し、保護者等の家計急変後の推定年収による算定基準額に相当する額が154,500円未満（年収590万円未満程度世帯）となる場合、支援金（加算支給）の交付を受けられる場合があります。</p>

私立高校生のために

しりつこうとうがっこう しゅうがくしえんじぎょう
私立高等学校あんしん修学支援事業

ない 内容 たい 対象者	府内の私立高校に在籍されている生徒の授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。																										
たい 対象者	生徒の保護者等が京都府内（京都市含む。）に住所を有し、京都府内の京都府認可の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。																										
し 支給額	（令和6年4月時点） <table border="1" data-bbox="363 703 1417 1084"> <thead> <tr> <th colspan="2">保護者等の所得目安（※1）</th> <th colspan="2">補助金額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>年額980,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年収590万円未満世帯</td> <td>年額650,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収590万～730万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額264,000円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収730万～910万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額198,800円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 年収は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合）の目安です。</p> <p>※2 補助金額は、高等学校等就学支援金（国制度）（P.65）との合算額</p> <p>※3 年収590万～910万円未満の世帯で、複数の子どもが府内高等学校（全日制的のみ）に在籍する場合、補助金額に加算を行います。</p> <p>【加算額の考え方】（2人以上の子どもが同時に府内私立高（全日制）に在籍する場合） 年収590万～730万円未満世帯：132,000円加算 年収730万～910万円未満世帯：65,200円加算 ※もう一方の子どもが府内公立高（全日制）に在籍する場合は、加算額は上記の金額の1/2となる。</p>	保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）		生活保護世帯		年額980,000円	（※2）	年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）	年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）	年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）
保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）																									
生活保護世帯		年額980,000円	（※2）																								
年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）																								
年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
しん 申請時期 およ 及び し 支給時期	具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。																										
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等、高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。																										
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。																										
び 備考	失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。																										

ひょうごけん しりつこうとうがっこう ざいせき せいと がくひけいげん
兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

<p>ない 容 内 容</p>	<p>兵庫県の私立高校に在籍されている生徒の授業料の学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。</p>											
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。</p>											
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>学校所在地</p>	<p>保護者等の所得目安 ※1</p>	<p>補助金額(生徒1人あたり年額)※2 [括弧内は、多子世帯への軽減金額]</p> <table border="1" data-bbox="363 734 1382 891"> <tr> <td data-bbox="363 734 533 790">兵庫</td> <td data-bbox="533 734 877 790">年収590万円未満程度</td> <td data-bbox="877 734 1441 790">22,000円 (32,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 790 533 846">兵庫</td> <td data-bbox="533 790 877 846">年収730万円未満程度</td> <td data-bbox="877 790 1441 846">50,000円 (60,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 846 533 902">兵庫</td> <td data-bbox="533 846 877 902">年収910万円未満程度</td> <td data-bbox="877 846 1441 902">25,000円 (35,000円)</td> </tr> </table>	兵庫	年収590万円未満程度	22,000円 (32,000円)	兵庫	年収730万円未満程度	50,000円 (60,000円)	兵庫	年収910万円未満程度	25,000円 (35,000円)
兵庫	年収590万円未満程度	22,000円 (32,000円)										
兵庫	年収730万円未満程度	50,000円 (60,000円)										
兵庫	年収910万円未満程度	25,000円 (35,000円)										
<p>※1 上記の年収は、モデル世帯における目安です。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化生活部文教課にお問い合わせください。</p> <p>※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。</p>												
<p>しん せい じ き 申 請 時 期 およ 及び し きゅう じ き 支 給 時 期</p>	<p>具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。</p>											
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>申請書に必要な事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。</p>											
<p>と あわ さき 問 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。</p>											
<p>び 考 備 考</p>	<p>高校生給付型奨学金（P.39～40、P.51～52）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。</p>											

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】

ない 内 容	私立高校の専攻科に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対 象 者	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。
し 支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて51,300円未満 → 授業料の月額に相当する額の1/2 ※上限17,800円（月額） ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて100円未満 → 授業料の月額に相当する額 ※上限35,600円（月額）
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん 申 請 手 続	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 課税標準額（課税所得額）等がわかる書類が必要です。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度手続きが必要です。

高校生等のために

せいかつふくし しきんかじつけきん きょういくし えんしきん きょういくし えんひ むりしかしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容 しきん しゅるい (資金の種類)</p>	<p>教育支援費：低所得世帯のお子さんが、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※」の貸付を、何らかの理由により受けられない場合にお貸しします。</p> <p>※ 「公的な教育支援貸与（貸付）制度」とは、次の①、②の制度です。</p> <p>① 高校生等修学支援事業の修学金（P.45～46、P.72～73）</p> <p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.42～43、P.70）</p>																															
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方</p>																															
<p>かし つけ きん がく 貸 付 金 額</p>	<p>◆6ヶ月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="395 887 1353 1232"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">学校種別等</th> <th colspan="2">貸付限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校等</td> <td>国公立</td> <td>1年～3年</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>1年～3年</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等専門学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>1年～3年</td> <td>21,000</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>4年～5年</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私 立</td> <td>1年～3年</td> <td>32,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>4年～5年</td> <td>53,000</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。</p>	学校種別等			貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000	私 立	1年～3年	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500	4年～5年	45,000	51,000	私 立	1年～3年	32,000	35,000	4年～5年	53,000	60,000
学校種別等					貸付限度額（月額）																											
			自宅通学	自宅外通学																												
高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000																												
	私 立	1年～3年	30,000	35,000																												
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500																												
		4年～5年	45,000	51,000																												
	私 立	1年～3年	32,000	35,000																												
		4年～5年	53,000	60,000																												
<p>しんせい そうだん 申請(相談) じ 時 期</p>	<p>お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。</p>																															
<p>へん さい き かん 返 済 期 間</p>	<p>卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内 特別分の貸付を受けた場合は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の4倍以内（ただし最長は20年とする。）</p>																															
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。</p>																															
<p>び 考 備 考</p>																																

第7編

高校生等のために

高校生等のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要費用（授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																		
たい 対 象 者	<p>京都市内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に修学しているお子さんを扶養されている方</p> <p>▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。</p>																																																																		
かし 貸 付 額	<p>○ 修学資金 月額限度額 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校等種別</th> <th colspan="5">学年別</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高等 専修 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等 専門 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>98,500</td> <td>98,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>115,000</td> <td>111,500</td> </tr> </tbody> </table>	学校等種別		学年別					1年	2年	3年	4年	5年	高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	111,500
学校等種別				学年別																																																															
		1年	2年	3年	4年	5年																																																													
高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																														
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																														
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																														
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																														
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																												
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																												
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500																																																												
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	111,500																																																												
しんせい 申請(相談) じ 時 期 かし 貸 付 時 期	<p>貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。</p> <p>貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。</p>																																																																		
しんせい 申請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>																																																																		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																																																																		
び 備 考	<p>同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金）貸付（P.45～48、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.41、P.69） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79） 																																																																		

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

ふくし けいこうこうしゅうがくし きん むりしかしつけ
福祉系高校修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士の養成課程を有する高校に在学されており、将来、介護福祉士として京都府内の介護施設で就労を考えておられる方に修学準備金や介護実習費等をお貸しします。								
たい 対 象 者	介護福祉士の養成課程を有する高校に在学し、卒業後、京都府内の介護施設において、介護福祉士として業務に従事しようとする方								
かし 貸 付 額	<table border="0"> <tr> <td>1 修学準備金</td> <td>30,000円以内（入学年度に1回）</td> </tr> <tr> <td>2 介護実習費</td> <td>30,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>3 国家試験受験対策費用</td> <td>40,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>4 就職準備金</td> <td>200,000円以内（卒業年度に1回）</td> </tr> </table>	1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）	2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）	3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）	4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）
1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）								
2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）								
3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）								
4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）								
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月								
し 支 給 時 期	年1回4月頃（入学年度は6月頃・就職準備金は卒業年度の11月頃）								
しん 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の証明書を添付し、在学されている高校に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人の前年の所得を証明する書類（2名分） 								
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）								
と 問 い 合 せ 先	京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。								
び 備 考	<p>次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、京都府内の介護施設において介護福祉士として介護の業務に3年間従事された場合 								

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょう しゅうがくきん
高校生等修学支援事業(修学金)むりしかしつけまた りしほきゅう
【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ない 内容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対象者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～④）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かし 貸付又は ゆう 融資額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
しん 申請時期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
しん 申請手続 およ 及び かし 貸付時期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶ 次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付（送金）	▶ 次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～8月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かし つげ また 貸付又は ゆう し じ き 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。 <table border="1" data-bbox="363 208 868 398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>振込時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>10月末</td> </tr> </tbody> </table>	区分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】 一括融資（初年度に一括）又 は分割融資（1年ごと）、ど ちらかを選択します。 【在校生】 分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関 により異なります。
区分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
れんたい ほ しょうにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきま しては、自己負担となります。						
へん さい き かん 返済期間	貸付終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内						
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-414-5043）にお問い合わせください。							
び こう 備考	<p>※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑩にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付（P.42～43、P.70） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62） ③ 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給（P.55） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給（P.58） ⑦ 看護師等修学資金 貸付（P.98） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79） ⑨ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付（P.76～77） ⑩ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」 （P.50）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4） と事前にご相談ください。</p>							

高校生等のために

高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】




勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい しゅう しゃ 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	<p>注1：「高校生等修学支援事業（修学金）」（P.72～73）の「1 高等学校等修学金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみ申請はできません。</p> <p>注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>	
かし つけ また は ゆう し がく 融 資 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
しん せい じ き 申 請 時 期	入学後の5月中旬まで	
しん せい て つづ き 申 請 手 続 お よ び 貸 付 時 期	<p>申請書に必要な事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。</p>	
	<p>▶次の①～③の流れになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①貸与申請（入学後の5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与（送金） 	<p>▶次の①～⑦の流れになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～7月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は ゆうしじき 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたいほしょうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
ひこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)貸付 (P.42～43) ② 高校生給付型奨学金(入学支度金)支給 (P.39～40、P.51～52) ③ 交通遺児奨学金等(入学支度金)支給 (P.56～57) ④ 母子家庭奨学金等(入学支度金)支給 (P.55) ⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費)貸付 (P.41) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校)支給 (P.58) ⑦ 都道府県・公共の団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.50)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	

こうとうきょういく しゅうがく し えんしんせい ど
高等教育の修学支援新制度

		授業料・入学金減免	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】						
ない 内	よう 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な学生に対して、進学を後押しすることを目的として、授業料及び入学金の減免と、原則返還の必要のない給付奨学金の支給を行います。							
たい 対	しょう 象	しゃ 者	<p>住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生(令和2年度の在学学生(既入学生も含む)から対象)</p> <p>〔予約採用〕 申込時点で高等専門学校3年生、または高等専門学校3年次を修了後2年以内で、学校の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方。</p> <p>〔在学採用〕 高等専門学校に在学中で、高等専門学校の3年次を修了、または高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、高等専門学校4年次へ進級・編入学した日までの期間が2年以内の方。</p> <p>※選考基準 家計：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。 学力：申し込み時点で以下のいずれかに該当すること。 (1) 高等専門学校における評定平均値が3.5以上であること。 (2) 学ぶ意欲のある学生であること。</p>						
げん 減 ・ きゅう 給	めん 免 ・ ふ 付 がく 額			授業料減免 上限額(年額)	入学金減免 上限額	奨学金給付額(月額)			
		高等専門 学校	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円		
			私立	700,000円	130,000円	自宅外	34,200円		
							自宅	26,700円	
							自宅外	43,300円	
<p>※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合、上記の2/3または1/3の金額、世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)の場合、上記の1/4の金額になります。また、私立学校理工農系の学生の場合、文系との差額に着目して授業料等減免が行われます。</p> <p>※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の奨学金給付額は、国公立は25,800円、私立は35,000円になります。</p>									
しん 申 請 時 期	せい し じ き	高等専門学校4年生に進級後の4月頃学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。			高等専門学校3年生の春				
げん 減 ・ し 支 給 時 期	めん 免 ・ じ き	学校に減免の申込みを行い、学校からの減免認定結果の通知があった後学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。			進級後に行う所定の手続き完了後				

<p>しんせい て つぎ 申請 手続</p>	<p>学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。</p>	<p>インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。</p>
<p>とあわさき 問い合わせ先</p>	<p>進学予定の（在学する）高等専門学校</p>	<p>在学されている高等専門学校</p>
<p>びこう 備考</p>		<ul style="list-style-type: none"> ▶在学する高等専門学校が、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けている必要があります。 ▶進級後も手続きが必要です。手続きをされなかった場合は奨学金が支給されませんので注意してください。 ▶給付奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできますが、給付奨学金と貸与奨学金のうち第一種（無利子）奨学金をあわせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。 ▶下の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸し付けの額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ▶令和6年4月に制度の拡充が予定されています。最新の情報については下記ホームページを御確認ください。
<p>さんこう 参 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶文部科学省ホームページ<高等教育の修学支援新制度> URL： https://www.mext.go.jp/kyufu/ ▶日本学生支援機構ホームページ給付奨学金（返済不要） URL： https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html 	<div style="text-align: center;">   </div>

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえん きこうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内	よう 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与(貸付)します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																																				
たい 対	しょう しょう しゃ 者	[在学採用] 高等専門学校に在学されている生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方																																																				
たい 貸 与	がく 額	1 第一種奨学金（無利子） （1年～3年） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国・公立</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">私立</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">※学校種別・ 通学形態に 関わらない</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通学 年次</th> <th style="text-align: center;">自宅</th> <th style="text-align: center;">自宅外</th> <th style="text-align: center;">自宅</th> <th style="text-align: center;">自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年～3年</td> <td style="text-align: center;">21,000円</td> <td style="text-align: center;">22,500円</td> <td style="text-align: center;">32,000円</td> <td style="text-align: center;">35,000円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> （4年・5年） 生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学 校 種 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国・公立</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">私立</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年次</th> <th style="text-align: center;">通学</th> <th style="text-align: center;">自宅通学</th> <th style="text-align: center;">自宅外通学</th> <th style="text-align: center;">自宅通学</th> <th style="text-align: center;">自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4・5年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45,000円</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> <td style="text-align: center;">53,000円</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。				学校種別	国・公立		私立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない	通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外	1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	10,000円	学 校 種 別		国・公立		私立		年次	通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	4・5年		45,000円	51,000円	53,000円	60,000円		30,000円	40,000円	40,000円	50,000円		30,000円	30,000円	40,000円		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
学校種別	国・公立		私立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない																																																	
通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																																		
1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円		10,000円																																																
学 校 種 別		国・公立		私立																																																		
年次	通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																																	
4・5年		45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																																	
		30,000円	40,000円	40,000円	50,000円																																																	
			30,000円	30,000円	40,000円																																																	
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円																																																	
		2 第二種奨学金（有利子） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 校 種 別</th> <th style="text-align: center;">貸 与 月 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高等専門学校(4・5年生)</td> <td style="text-align: center;">20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。				学 校 種 別	貸 与 月 額	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	高等専門学校(4・5年生)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																												
学 校 種 別	貸 与 月 額																																																					
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																					
高等専門学校(4・5年生)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																																					
しん 申請 時期 および し 支給 時期		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">申請時期</th> <th style="text-align: center;">初回振込日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">在 学 採 用 (入 学 後 申 込)</td> <td style="text-align: center;">入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)</td> <td style="text-align: center;">(春採用の場合) 6月～8月頃</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。				区 分	申請時期	初回振込日	在 学 採 用 (入 学 後 申 込)	入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	(春採用の場合) 6月～8月頃																																											
区 分	申請時期	初回振込日																																																				
在 学 採 用 (入 学 後 申 込)	入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	(春採用の場合) 6月～8月頃																																																				

しん せい て つづき 申請手続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。
ほ しょう せい ど 保証制度	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。
へん かん き かん 返還期間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。（3月卒業の場合、10月より開始） 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。（最長20年） ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。（保証制度は機関保証とすることが必須となります。）
と あわ さき 問い合わせ先	在学されている高等専門学校
び こう 備考	▶右の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。 ▶日本学生支援機構ホームページ貸与奨学金（返済必要） URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html

